

やわた 八幡湿原自然再生協議会について

- ◆西中国山地国定公園内の八幡湿原は、広島県の北西部に位置する 1000m 級の山に囲まれた標高 800m の盆地に位置する。八幡湿原はヌマガヤーマアザミ群集に代表される中間湿原で、日本の湿原分布のほぼ南限にあたる学術的にも価値の高い湿原である。
戦後の牧場化に伴う排水施設や道路建設が原因と思われる湿原の乾燥化が進行することにより、湿原環境やそれを生育・生息基盤とする動植物の存亡が危ぶまれており、自然生態系の保全・再生が緊要となっている。
- ◆平成 15 年度から、自然生態系の保全・再生に向けた計画策定のための調査を実施。
- ◆平成 16 年 11 月に自然再生推進法に基づく「八幡湿原再生協議会」(後に八幡湿原自然再生協議会に名称変更)を設立。
(臥竜山麓がりゅうさんろく八幡湿原において湿原環境の再生を検討。)
- ◆平成 18 年 3 月には「八幡湿原自然再生全体構想」が作成された。
全体構想を踏まえ、平成 18 年 10 月に「八幡湿原自然再生事業実施計画」が作成された。
 - 第 1 回自然再生協議会 (平成 16 年 11 月 7 日)
 - ・ 協議会の設立
 - 第 2~4 回自然再生協議会 (平成 17 年 2 月 13 日、7 月 30 日、11 月 27 日)
 - ・ 全体構想 (案) の協議
 - 第 5 回自然再生協議会 (平成 18 年 3 月 4 日)
 - ・ 全体構想 (最終案) の了承
 - 八幡湿原自然再生全体構想 作成 (平成 18 年 3 月)
 - 第 6 回自然再生協議会 (平成 18 年 6 月 3 日)
 - ・ 八幡湿原自然再生事業実施計画 (案) の作成方法等について協議
 - 第 7 回自然再生協議会 (平成 18 年 9 月 9 日)
 - ・ 八幡湿原自然再生事業実施計画 (案) の協議
 - 第 8 回自然再生協議会 (平成 18 年 10 月 9 日)
 - ・ 八幡湿原自然再生事業実施計画 (案) の協議、了承
 - 第 9 回自然再生協議会 (平成 19 年 3 月 4 日)
 - ・ 八幡湿原自然再生事業川づくりに係る工法の検討 等
 - 第 10 回自然再生協議会 (平成 19 年 6 月 2 日)
 - ・ 八幡湿原自然再生協議会設置要項の改正 等
 - 第 11 回自然再生協議会 (平成 19 年 10 月 13 日)
 - ・ 今後の維持管理体制について協議

^{やわた} 「八幡湿原自然再生全体構想」の概要

◆自然再生の対象となる区域

広島県 山県郡北広島町 東八幡原の県有地 約 17.56ha

◆自然再生の目標

- ・ 現在残されている最も古い文献資料をもとに、牧場造成前の昭和 30 年代前半頃の湿原生態系の再生を目指す。
- ・ 現在も湿地が残っている場所及び以前湿地が見られた場所はマアザミ群落やヌマガヤ群落に誘導する。地表水の多い場所は、ハンノキ群落に誘導する。特に対象区域北部ではまとまったハンノキ-マアザミ群落を再生する。
- ・ 対象区域内の湿地と連続する乾燥地は、ススキ草地を維持する。
対象区域内の臥竜山の森林と連続する森林は、当面ミズナラ林へ誘導する。

◆自然再生協議会の構成員

専門家 3、個人 17、団体 10、
関係地方公共団体 5、関係行政機関 1

合計 36(個人・団体) ※平成 19 年 11 月現在

^{やわた} 「八幡湿原自然再生事業実施計画」の概要

◆実施主体：広島県

◆自然再生事業の対象となる区域：

広島県 山県郡 北広島町 東八幡原の県有地 約 17.56ha

◆事業実施計画の内容

(1) 自然再生事業の内容

- ①コンクリート三面張り水路の撤去
- ②自然形態の河川の整備
- ③河川の堰上げ
- ④導水路の整備
- ⑤町道周辺水路の再整備
- ⑥立木の伐採

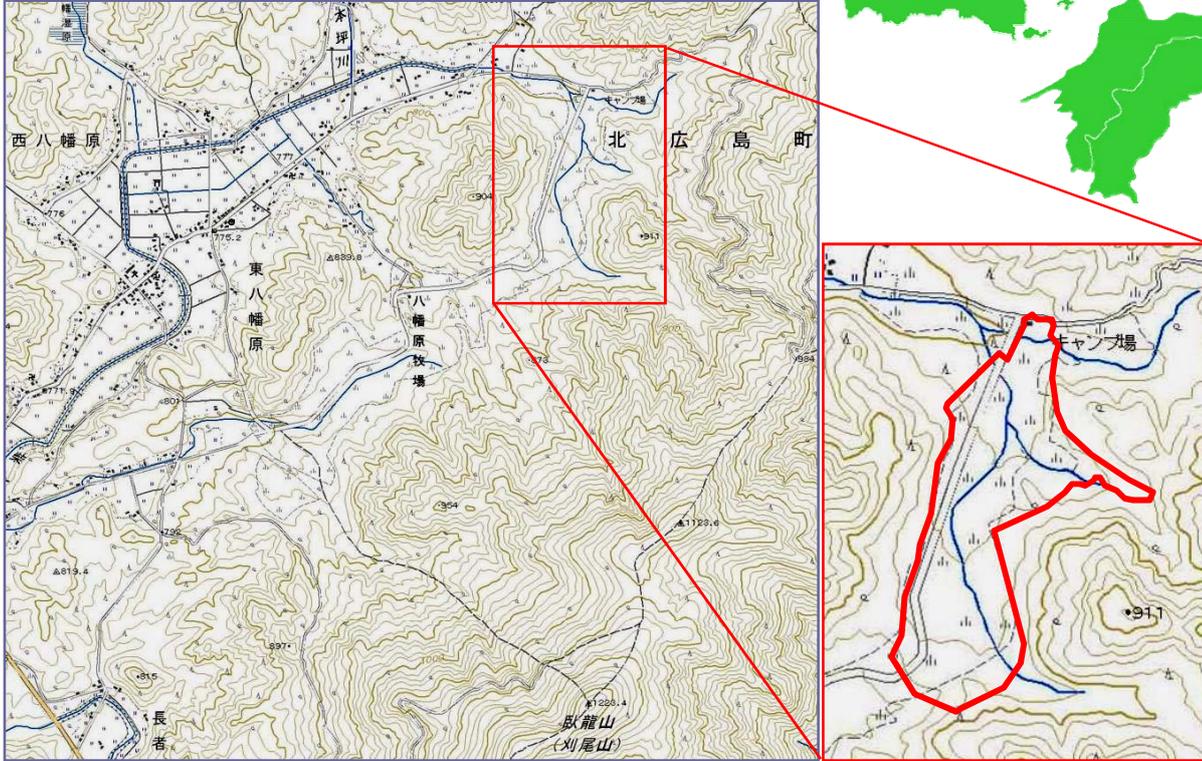
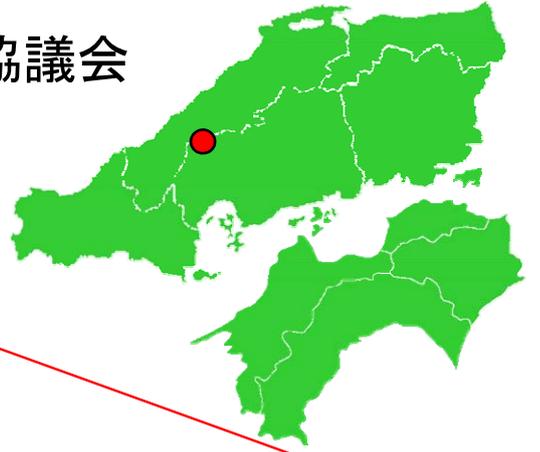
(2) 自然環境の保全上の意義及び効果等

事業実施により、多様な水環境の創出、水環境と森林・湿原・草地がまとまった動植物の新たな生育・生息環境の創出が期待される。

(3) その他自然再生事業の実施に関し必要な事項

- ①モニタリングによる検証
- ②順応的管理手法の適用

やわた
八幡湿原自然再生協議会



自然再生の対象となる区域
(全体構想より)



乾燥化の一因の
コンクリート三面張水路



排水施設や道路建設が原因と思われる
湿原の乾燥化が進行している



周辺部からアカマツやイヌツゲ等の木本類が侵入し、湿原環境や
それを生育・生息基盤とする動植物の存亡が危ぶまれている